

善き秩序—ポリツァイ概念史研究の可能性と課題

(Thomas Simon, *Gutepolicey - Ordnungsleitbilder und Zielvorstellungen politischen Handelns in der Frühen Neuzeit*, Frankfurt am Main: Vittorio Klostermann, 2004)

吉田 耕太郎

- 1:はじめに
- 2:統治の学としてのポリツァイ学
- 3:ポリツァイの歴史とポリツァイ学の成立
- 4:ジモンの研究に対する批判と課題
- 5:ポリツァイ学研究への問題提起として

1:はじめに

ヨーロッパ近代史をふりかえってみる場合に、相対的に長く君主制が堅持されていた18世紀ドイツは、フランスのような大革命を経験することのない地域、ともすれば停滞した地域としてみられてしまいかがちである。しかし七年戦争後、オーストリアとプロイセンの覇権が決定的となった18世紀は、仔細にみれば、領邦体制や等族体制といった旧来の政治体制や社会秩序が揺らぎはじめ、それに代わる新しい秩序が構築された時代でもあったことは疑いない。この18世紀ドイツの社会変化の深度を近代国家論という観点から見極めるには、とりわけポリツァイ ヴィッセンシャフト Polizeiwissenschaft (以下ポリツァイ学)またはカメラルヴ

ィッセンシャフト Kameralwissenschaft (以下官房学)と呼ばれた学問的言説に留意することが重要である。

ポリツァイ学と官房学の定義や相互関係については本論で詳述するが、ポリツァイという語がギリシャ語のポリテウエイン politeuein やポリス polis に由来するように、ポリツァイ学は、社会についての学、とりわけ18世紀ドイツの君主制を支えた統治の学に相当し、社会秩序を構想しその実現手段を考究した学問であったことをまず確認しておこう。したがってポリツァイ学を読み解くことは、統治行為を支えた理念や具体的な統治政策について解釈する作業であることはいうまでもなく、同時に統治行為とそれが直面していた社会問題とのあいだの緊張関係を理解するということをも意味している。

さらにこのポリツァイという概念が、今日では警察 police という言葉にも引き継がれているように、ポリツァイの内実は、社会思想の系譜に属して展開されているだけでなく、現代の監査や管理とい

った行為にも引き継がれている。このようなポリツァイ概念の多面性を批判的にとらえなおすためにも、まずはポリツァイ学に大いに注目する必要がある。古代ギリシャのポリスから警察へとポリツァイ概念はどのように変遷してきたのか。概念としてのポリツァイと学問としてのポリツァイ学はどのような関係にあるのか。さらに法制史の分野では、ポリツァイは君主の命令や行政法の前身と定義されてもいるが、君主の命令から行政法まで包含するポリツァイとは、そもそも何であったのか。こうした基本的な概念整理が求められているのである。

しかし、ポリツァイ概念の歴史的連續性をたどる際には、さまざまな困難も存在している。ポリツァイ学は、日本における研究も含めて、伝統的には国制史という枠組みで扱われてきた。とりわけ19世紀以前の国制史においては、土地制度を基軸とした研究が行われてきたため、共同体の秩序の維持を目的としてきたポリツァイという理念の歴史的な連續性は、逆にとらえにくくなっているように思える¹。

¹ 例えば坂井栄八郎『ドイツ近代史研究—啓蒙絶対主義から近代的官僚国家へ』(山川出版社、1998)など。またポリツァイを行政法の前身という観点から研究を行っている松本尚子の最新の論文（現段階では未完）は、ポリツァイ法学の成立を丹念にたどる非常に有益な研究であり、本稿の執筆でも参考にな

他方、ポリツァイ学そのものを取り出そうとする近年の試みのなかでは、今度はそれが、経済学の学説に引き寄せられて扱われるという傾向も出てきている。この傾向は、ユタ・ブルックナーによるポリツァイ学に関する初期の体系的考察²から、近年のキース・トライプの研究³にまで反復されている。これまで顧みられてこなかった無数のポリツァイ学原典を獵涉したフォルカー・ハウターの『宮廷経済』⁴でも、ポリツァイ学は宮廷政治に近代的な経済観念をもたらした学説として位置づけられている。ポリツァイ学のこのような位置づけを与えられることは、必然的な事情もある。というのも、当時のポリツァイ学に類される書籍のタイトルを確認すればわかるように⁵、ポリツァイ学は、まずは官房学（カ梅ラリスマス）というもうひとつの学問と一組の存在となることで、はじめてひとつの統

った。松本尚子「ホイマン『ドイツ・ポリツァイ法事始』と近世末期の諸國家学—ドイツ近代行政法史への序論として—」『上智法學論集』(2004)、47巻3号、1-45頁、47巻4号、21-75頁。

² Jutta Brückner, *Staatswissenschaften, Kameralismus und Naturrecht*, (Beck, 1977).

³ Keith Tribe, *Governing economy*, (Cambridge University Press, 1988); 同上(小林純、手塚真、柄田大知彦訳)『経済秩序のストラテジー』(ミネルヴァ書房、1998年)など。

⁴ Volkar Bauer, *Hofökonomie*, (Böhlau, 1997).

⁵ 有名なものだけに限るが、Justus Christoph Dithmar, *Einleitung in die oeconomische Policey- und Cameral-Wissenschaften*, (Frankfurt an der Oder, 1745); Johann Heinrich Ludwig Bergius, *Policey- und Cameral-Magazin*, (Frankfurt am Main, 1767-74); Carl Gottlob Rössig, *Versuch einer pragmatischen Geschichte der Oekonomie-, Polizey- und Cameralwissenschaften*, (Leipzig, 1781-1782).

治理論を形成していたからである。この官房学は、財宝庫を意味するカマー Kammer の学であり、君主制を支えた財政学であった。この官房学に引きずられる形でポリツァイ学は理解されてきたのである。したがって、ポリツァイ概念の変遷を明らかにするためには、この官房学とポリツァイ学の関係を解きあかすことが不可欠となる。

さて、近年このような研究状況を批判的に乗り越える新しい研究があらわれている。本稿で紹介するトーマス・ジモンの『善き秩序』⁶がそれである。ドイツの法制史家であるシュトライスのもとでまとめられたこの研究は、中世から 18 世紀末にいたるポリツァイの歴史的変遷を丹念に追跡したものであり、ポリツァイ学が 17~18 世紀の統治の学として成立する過程をみごとに描き出した労作である。なかでも官房学とポリツァイ学の関連について、両者の思想背景から解き明かす手さばきは説得力がある。以下では、このジモンの研究を基礎において、ポリツァイ概念の歴史的な変遷を背景に、ポリツァイ学が 18 世紀の統治の学として生成してきたプロセスを再考してみたい。

⁶ Thomas Simon, *Gutepolicey - Ordnungsleitbilder und Zielvorstellungen politischen Handelns in der Frühen Neuzeit*, (Vittorio Klisterman, 2004) なお、この研究書からの引用は、S の略語を用い本文中に示すことにした。

さらにジモンの研究の問題点も指摘することで、ポリツァイ学研究のあたらしい可能性も指摘してみたい。

2:統治の学としてのポリツァイ学

トーマス・ジモンの『善き秩序』の第一の特徴は、ポリツァイ学を、統治論、具体的に言い換えれば、社会秩序の維持につとめた学問的言説として位置づけた点にある⁷。これはポリツァイの概念の変遷をたどるための、意図的な概念戦略であった。不要な混乱を避けるために、まずはジモンがとったこの戦略について、あらかじめ説明しておきたい。

ポリツァイ学を統治の思想とみなすことの根拠を、ジモンはポリツァイという語の意味から導き出している。ポリツァイのそもそもその語義は、古典ギリシャのボリスに由来するように、社会や共同体の社会状態、言い換えれば、社会や共同体のなかである秩序が実現されている状態 *Ordnungszustand* であった(S4)。この社会状態という意味に重なるように、ポリツァイという語は、統治の理念としての秩序、つまり統治の目的となる社会秩序

⁷ このようにポリツァイを統治論として研究することの意義については、下記論文も参考になる。Hans Maier, *Polizei als politische Theorie zu Beginn der Frühneuzeit*, in: Peter Blickle, Peter Kissling und Heinrich Richard Schmidt (Hrsg.), *Gute Policey als Politik im 16. Jahrhundert*, (Vittorio Klistermann, 2003), S. 569-579.

を構想し、その実現のために講じられる手段一般も意味するようになった。これをジモンは、秩序の構想または目的としての秩序 *Ordnungsentwürfe/Ordnungsziel* と呼ぶ(S6-7)。ジモンによれば、安定した社会状態を実現するための統治手段や法令をポリツァイと呼ぶ使用例は、16世紀の文献にまで遡りうるという(S111)。これが法制史研究の枠組みで君主の命令として整理されているポリツァイであり、後にポリツァイ学として展開する側面である。

大事なことは、この統治論という問題設定によって、ジモンは統治の方針を論じた君主論(君主鑑または帝王鑑／*Fürstenspiegel*)⁸や国家論 *Staatswissenschaft* に類する文献を、狭義のポリツァイ学の前史として理解するようになっている点である(S98)。狭義のポリツァイ学は、17世紀に形成されはじめるにしても、それ以前の君主論や国家論も前史として射程のなかにとりこみ、それを通してよりスパンの大きなポリツァイ概念の変遷史という物語を作り上げることになっているのである。以下、ジモンの研究の骨格を再構成してみたい。

3: ポリツァイの歴史とポリツァイ学の成立

ジモンは、ポリツァイの変遷を記述するため、4つの時代区分(中世、宗教改革を含む16世紀、17世紀そして18世紀)を採用した。各時代のポリツァイを包括的に検証しようと試みるジモンの叙述には、たしかに繰り返しも多い。したがって本稿では、歴史的な変化の流れを描き出すことを優先し、ジモンの叙述の順序に必ずしも従ってはいない。また内容から判断して、17世紀と18世紀をひとまとまりとして扱うこともあるかじめ断つておく。

まずジモンは、中世のポリツァイを、平和 *pax* または秩序の安定 *transquillitas ordinis* の実現と名づける(S22)。この秩序理念は、なにより神学的・形而上学的な調和の概念をもとに理解されていた(S25)。まず現れたのが、キリスト教的な「神の国」を目的とするポリツァイである。神の国の実現が、統治の目的であり、このキリスト教的理念の実現につかえる限りで、その統治は正当化された。言うまでもなく統治される対象もキリスト者であった。ジモンはこのような統治理論を、アウグスティヌスの『神の国』にまで遡って検証している。

他方、中世のポリツァイには、「神の国」のような神学的に基礎づけられた秩序と

⁸ ジャンルとしての君主論については、下記アンソロジーに附された解説を参照のこと。Hans-Otto Mühlhausen, Theo Stammen und Michael Philipp (Hrg.), *Fürstenspiegel der frühen Neuzeit*, (Insel Verlag, 1997).

は異なり、現世の欲求が満たされる社会の構築を統治の課題とするような世俗的なポリツァイも確認できる(S36)。ジモンは、トマス・アクィナスとアエギディウス・ロマヌス Aegidius Romanus のふたりの著作では、社会的な意味での徳の維持、十分な生活必需品の供給、共同体内の安定 *interiora discrimina*、とりわけ外敵からの保護 *exteriora pericula* の実現が、安定した社会秩序およびそのための手段として論じられていたことを確認している(S40)。またアエギディウスは、社会秩序の実現手段として、法令と罰則を積極的に利用することも許容されると主張していた(S42-43)。もっとも、このような世俗的な社会秩序といえども、依然として調和の概念には基礎づけられており(S65)、なによりも秩序が実現される共同体は、キリスト者の共同体と等置されていたのである。

ジモンは中世の統治の理論の特徴を次のように言い換えている。統治の手段としての法令や罰則は、統治者によって、恣意的に設定されるものではなく、既存の秩序に合致することで正当化されたもの、既存の秩序の維持としての調和でなくてはならなかった(S82)。統治者は、世界の調和の設計者である神とのアナロジーにおいて理解されていたのである。

16世紀のポリツァイの特徴は、宗教の配慮 *cura religionis* を最大の課題とした点にある(S107)。ジモンの宗教改革の扱い方も興味深い。というのも彼は、宗教改革とは、統治の役割の変化が歴史的な事件として現れたものだというのである。

15世紀に編まれた君主鑑には、教会の運営とりわけ教会が運営していた学校への介入など、宗教の領域を統治の対象に取り込む発想が確認できる(S94)。ただしそこでいう宗教の統治とは、当然のことながら、宗教権力を骨抜きにすることを目的としたものではなかった。統治者は神に使えること(S108)、つまり「宗教の配慮」を目標として掲げることで(S103)、その政策の正統性を訴えることができたのである。この「宗教の配慮」のうちにジモンが読み取るのは、統治権力の宗教的権威への依存関係である(S142)。

「無秩序から引き起こされた悪しき習慣を、統治者は取り除かなければならない」と論じたのは、ラウターベック Georg Lauterbeck の『統治者の書 Regentenbuch』(1556)であった。また、無信仰、過った欲望、無教養が無秩序の原因と唱えたのはオルデンドルフ Johannes Oldendorp であった。ジモンは、かれらの著作を通して(S122, 136)、この時代に宗教的、道徳的に安定した社会状態が社会秩序の目的

として設定され、そこから秩序を乱す悪徳や反宗教的な思想を矯正することが統治の手段になったとまとめている。このように、宗教の配慮は、世俗権力による宗教支配ではなく、メランヒトンの有名な「十戒の二つの板の見張り役 *custodia utriusque tabulae*」に象徴される、世俗権力による宗教の「肩代わり」であった⁹。

しかし、こうした悪徳の矯正を通じて、同時に積極的な統治も確実に進められていった。浪費や奢侈への批判、身分に適った服装の着用を定めた服装令の施行に代表される道徳監査 *Sittenzensur* や学校監査がその実例である(S120)。学校監査という形で、教育内容が統制されたことは、ポリツァイにとっての新しい領域が分節化されてきたことを意味していた。ここでジモンは、このポリツァイの新しい課題を、精神と性格の形成 *die geistig-charakterliche Formung*、つまり人間の信念や思考や性向をある特定の目的に適うよう育成することであったと、具体的に言い換えている(S121)。この教育の統制は、ある特定の統治を受け入れる心性を形成することでもあった(S180)。さらに 17 世紀になれば、宗教的な敬虔さは統治者への服従とすり替えられることに

なる(S255)。この教育ポリツァイは現在にまで引き継がれている。教育や管理の技法をめぐる現代の批判が標的とする権力表象の思想的源泉がここにある。その点をジモンは適切に指摘している(S140)。

また 16 世紀には、経済や産業への統制も取り組まれた(S151)。ザクセンで活躍したメルヒオール・フォン・オッセ Melchior von Osse の『政治に関する覚書 *Politisches Testament*』(1555)では、「善き人間の育成および徳が実行されるには、十分で円滑な食料の供給の実現が不可欠」であるとして、産業の発展や都市インフラの整備を統治の課題とせよと主張されていた(S152)。もっとも、そこに具体的な経済政策が提示されていた訳ではない。「食料が十分に行き渡るためには、浪費を防げばよい」などといった具合に、道徳の改善が社会の改善に通じるという通俗的な倫理確率に依拠した議論にとどまっていた(S163)。

17 および 18 世紀の統治に大きな影響を与えたのが、主権や国家の理由 *Staatsraison* という新しい政治理念である。言うまでもないが、神聖ローマ帝国では皇帝が主権者になることはなく、各領邦の統治者がそれぞれの主権を主張していた。それまでの宗教に支えられた秩序や調和は、キリスト教世界を遍く覆うべき

⁹ *Religion in Geschichte und Gegenwart*, (Mohr Siebeck, 4. Aufl. 1999), Band 2, S. 507.

ものであったが、いったん統治者の主権が確立されると、秩序が実現されるべき領域は、それぞれの国家や領邦へと細分化され、統治の対象も、それぞれの国家や領邦に属する国民 (Staatsbürger または君主制であるかぎり臣民という訳語をあてるべきであろうか)となつた。主権の誕生は、自律的に舵をとる統治者の誕生を意味したが、それは同時に、統治が、調和や宗教によって基礎づけられなくなつたことを意味していた(S219-223)。統治の妥当性は、調和や宗教という籠が外れることで、場合によれば、統治者の恣意に陥りかねない危険を論理的に抱え込むことになる。「国家理由」を旧い道徳基準をもとにして基礎づけようとする国家学者ヘルマン・コーンリンク Hermann Conring の試みは、主権という新しい統治思想に対する拒否反応のひとつであったとジモンは喝破している(S203)。

17 および 18 世紀のポリツァイ、つまり統治目的としての社会秩序は、端的に平和と安全であった。しかしこのポリツァイが、その主権によって統治される領域、つまり国家や領邦という政治単位にのみ適用されるものであったがゆえに、17 世紀の平和や安全は、結局のところ、隣国に対する軍事的優位を確保することを意味していた(S228)。ここに、これま

での調和や悪徳の矯正とは異なり、強くなることで正当化される統治が誕生するのである(S252)。

同時に、調和の維持という観点から、必要に迫られないかぎり法令を新たに作ることはこれまで極力避けられてきたのに對して、オランダのボクスホルン Marcus Zuerius Boxhorn が、その『政治論 Institutionum politicarum』(1663)のなかで主張したように、統治者は刻々と変化する社会状況にあわせて法令で対処することを求められることになった(S268)。この統治者の積極的な働きかけを具現しているのが、一連のポリツァイ法 Policeordnungen の成立である(S270)。ポリツァイ法は、訓令 Mandat、命令 Befehl、通達／回答 Reskript など、その内容や性格によって幾つかのカテゴリーがあったが、いずれにせよ個々の問題に応える形で発せられた統治者の命令であった。より強力な統治を実現するという目的のもと、統治者による積極的な統治が行われ、また受け入れられるようになったのである。

平和を保障する軍事力を支えるためには、それ相応の財力も必要とされた(S276)。「金錢をより多く持つ者が、多くの兵隊を抱える。兵隊のもつ拳銃が、君主の威信および国の安全を作り出す」

(S395)。これは18世紀に編まれたペシェリーノ Karl Ferdinand Pescherino の政治論の一節であるが、そこにも、経済力が国や領邦を外敵から守り社会の安定を維持する軍事力を意味するようになっていたことが確認できる。それゆえ統治手段としてのポリツァイも、必然的に国家財政の増強を課題とすることになる。ジモンはここで、17世紀からの統治は経済的になったとまとめている。この時代の国家論であるドヴェーリン Hermann Doverin の『政治の三つの奥義 *Trinum secretum politicorum*』(1623)では、君主の収入の増大を統治の目的とはっきり定式化した国家論が登場する。ドヴェーリンは、罰金刑の執行、税率の引上げなど、社会の安定が崩れない限りで、できるだけ多くの収入を得る方法の模索を統治論の課題とした(S282-283)。この時期、ドイツの諸領邦において税率は等族の同意が必要であったが、君主の収入を増やすためにも、その制度を廃して君主を権威づけ、中央機関（宮廷）へ権力を集中することが求められた(S318)。

儀典学 *Zeremonialwissenschaft* は、この権威づけを支えた学問であり、宮廷内におかれた枢密院は、等族会議などの旧来の手続きとは無関係にポリツァイ法令の発布を行うことを受け持つ中央諮詢機関

であった(S356)。また統治権力の強化のために用いられたのが、ポリツァイ法をもとにした刑罰や監査体制の整備である(S330)。ただしジモンは、これらの刑罰や監査がどのように行われ、どの程度効力をもっていたのかという点にまで踏み込んだ考察を行なっていない。

統治のあらたな課題として次第に形成されつつあった経済問題を、専門的に担当したのが官房学であった。そもそも官房学は、君主の直轄地の管理や君主の財政収支を取り扱う学問であったが、農業指導や鉱山開発など具体的な政策をはじめとして、宮廷の浪費批判や、効率的な統治の模索など(S530)、国力の増大に寄与するあらゆる問題を一括して扱う学問であった(S386-388)。このように官房学は、17~18世紀特有の経済発展という課題に応えることで、統治そのものを支える学の一翼として誕生したのである。

ここでジモンは、オットー・ブルンナーやハンス・マイアーラの先行研究¹⁰を繙きつつ、この時代の統治が、家産的な社会理念にもとづいて構築されていたことを強調する。国や領地はひとつの家で

¹⁰ 日本における包括的な研究としては下記のものを参照した。成瀬治「ジャン＝ボダンにおける國家と家」『法制史研究』34巻、pp. 79-100、(1984); 海老原明夫「カメールルヴッセンシャフトにおける『家』—J. H. G. フォン・ユスティの思想を中心として」『国家学会雑誌』94巻7・8号、同9・10号、95巻7・8号、同11・12号(1981-82年)所収。

あり、その家長が君主であった。君主つまり家長は、自らが所有する家と領地と家族を管理する。家長は家を富ませることに努めなければならず、収支を管理し、富を家族に分配する。さらに家の秩序を維持にもつとめ、家族を外敵から守らなければならない(S427)。官房学のなかでなぜ個人の自由な商業活動が扱われなかつたのかという疑問も、ここから説明がつくだろう。官房学は、あくまで家産的社会秩序の維持をめざしていたがゆえに、自由な商業活動を位置づける場所がないのである(S452)。

こうした家産的な社会理念をもとに作り上げられた官房学のなかで、統治手段としてのポリツァイが家の秩序の維持や経済活動の指示を担当する学として、あらためて位置づけなおされることになる。官房学がそもそも君主の財政を主要課題としていたことから、ポリツァイ学は統治される側の人々の管理を対象とし、彼らを家産的な経済サイクルに参入させることを第一の目的とした。例えば教育では、労働者の育成、国力の増強に結びつくような、労働に従事する人材の教育が目的となつた(S488, 553)。また各地に設置されはじめた警察組織や福祉施設は、この経済サイクルから逃れる流れを矯正し、そこから外れてしまった人を収容し

た。ジモン自身は明言してはいないものの、経済発展を至上課題とする現代社会のさまざまな社会制度は、この18世紀のポリツァイ学の内実を引き継いでいるといつても過言ではない(S557)。

4:ジモンの研究に対する批判と課題

以上ジモンの研究を、とりわけポリツァイ概念の変遷とポリツァイ学の誕生とに力点をおいて再構成してきた。繰り返しになるが、17~18世紀には、家産的な社会秩序が理想とみなされ、この社会秩序を実現するために経済政策を中心とする官房学とポリツァイ学の共生体制が成立する。また社会秩序の維持を目的としたポリツァイ学が、予防や管理といった今日の統治テクノロジーへと結びつく道筋も容易に確かめることができるだろう。

とはいえたジモンの研究に目を通してみると、その扱っている時代と対象の大きさとに起因する疑問や批判も生じてくる。ジモンの研究に対する問題点を、3点にまとめて指摘しておきたい。

まずポリツァイを統治の理論として扱うことへの根本的な批判がある。ジモンが中心に据える統治の理論は、厳密に定義された概念ではない。この概念の曖昧さは、ポリツァイの変遷をたどるために扱われた資料にもあらわれている。中世

の神学書から、君主論の全般、自然法に関する法学の著作など、それこそ統治にかかわる文献がすべてまとめてひとつのものとして考察されている。このような手法では、同時代の思想関係、例えば18世紀では、啓蒙思想や敬虔主義とポリツァイの影響関係などは見えなくなってしまう。

第二に、ジモンが取り扱った文献の選択がはたして適切なものであるのか、筆者には疑問が残る。たしかに註で言及されている研究文献にまでさかのぼれば、かれの文献選択が先行研究を受けてのものであることは分かる。ただし18世紀の官房—ポリツァイ学に限っても、ジモンの整理からもれる無数の文献が残されているのであるから、文献の選択の基準を記載するべきであったろう。とりわけドイツで執筆された文献と、フランス、イタリア、オランダからの翻訳文献が同列に扱われている点については、受容史をふくめた補足説明が必要であると思われる。またドイツで執筆された文献であっても、地域差を考慮して整理するのなければ、当時の領邦体制がはらんでいた緊張した地域差をとらえることはできない。

そして最後に、社会状態や歴史的事件と秩序思想の変化の対応が曖昧になって

しまっている。宗教改革、三十年戦争、七年戦争など、君主権力の確立の契機となった歴史的事件については言及があるものの、こうした事件が各時代の統治の学説にどの程度反映されているのか、また逆に統治の理念が、どの程度実現されていたのかについての考察はまったく行われていない。ジモンの研究は、従来の法制史研究を思想史の側面から補強するものと評価することはできる。しかし、18世紀にいたるまで、君主や宮廷は地方にまで対応する統治組織を確立しえなかつたのであり¹¹、現在のような国家規模での警察組織が形成されるには20世紀初頭を待たなければならなかったのであるから¹²、統治理念と現実の統治との関係の詰めは甘いといわざるをえない。少なくとも、この点に関するジモン自身の立場が提示されるべきであった。各都市

¹¹ 例えばエストラヒの次の論文をあげておく。
Gerhard Oestreich, Strukturprobleme des europäischen Absolutismus: Otto Brunner zum 70. Geburtstag, in: *Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, (Band 55, 1968), S. 329-347.

¹² 警察制度の成立は各領邦によって異なるが、以下で言及するレッシッヒが活躍したザクセンの警察制度の歴史の概略は次のようなものである。まず1803年にドレスデンで、宮廷要人警備のための組織が編成された。またライプチヒでは1811年に、地方警察(Kommunale Polizei)が設置されたことが確認されている。この地方警察には、現在の警察に相当する安全警察はじめ、ポリツァイ学の区分にそれぞれ対応するように、商業警察、道德警察などの組織が形成されていた。このように警察は、19世紀初頭においては行政の実務組織のようなものであったことがわかる。こうした警察組織が国家的な組織になるには1920年代をまたなければならない。

Reinhold Müller und Dieter M. Vetter (Hrsg.), *Im Dienste Sachsen*, (Verlag der Kunst Dresden, 2001).

で実施されていた市条 *Stadtordnungen* とポリツァイ法との比較や、ポリツァイと司法との関係の解明は、領邦君主と等族および帝国との微妙な権力バランスを見定める重要な手がかりでもあるがゆえに、今後に残された必須の課題であろう。

18世紀のポリツァイ学の著作に実際に目を通してあらためて気づくのは、ポリツァイ学が扱う対象の多様さである。たとえば、手元にある18世紀のポリツァイ学の最後の残映というべきザクセンのポリツァイ学者カール・ゴットローブ・レッシッヒの『ポリツァイ学教程』¹³を開いてみたい。その『ポリツァイ教程』の第1章では、日常生活一般のポリツァイ監査が論じられている。森林の無駄な伐採を防ぐための森林監査、共同の泉の水を汚さないための泉監査をはじめ、小麦に不純物をまぜることを防止するためのパン屋監査(R114)、さらには加工に優れた錫の使用量を減らすために、一般家庭での錫製食器の使用を制限する食器監査(116)など、一般民衆の日常生活に入り込んだ細かな事柄への監査は瞠目すべき詳細さをもっている。その一方で、『ポリツァイ教程』第4章の産業ポリツァイで

は、農業、都市産業（手工業）、工場産業の3領域のポリツァイが論じられている。産業ポリツァイの課題は、産業を阻害する要因を排除することであるが、第一の妨害要因は、民衆の無知であり、時代遅れの技術の使用であった。したがって産業ポリツァイは、労働者の無知を取り除く啓蒙活動、つまり生産性の向上へと結びつく正しい知識を伝播することであった。天候や土地工作に関する農業知識を伝えるために、各農村に農業指導者を配備する案をレッシッヒは提案している(R271)。また手工業や工場産業の現場では、最新技術の供与と分業作業の徹底による生産性向上が求められ、技術者や手工業者の育成を目的とした実務学校の設置が説かれている(R153)。こうした上からの知識の传授とはちょうど逆向きに、農村や工場には、ポリツァイ役人に対して定期的な報告義務が科せられることになった(R267)。これはジモンが指摘した、経済的な意味での国力増強に従事するポリツァイの機能にあたるが、ポリツァイ学では、日常生活から商工業活動一般までが同列にポリツァイの対象として扱われている。

しかし、このレッシッヒの『ポリツァイ教程』も含めて、当時のポリツァイ学関連の著作には、ポリツァイ監査を遂行

¹³ Carl Gottlob Rössig, *Lehrbuch der Polizeywissenschaften*, (Jena, 1786). なおこの著作からの引用箇所は、Rの略称を用い、本文中に示しておいた。

する手段や命令の伝達系統に関する具体的記述が驚くほど乏しい。そのため、これは明示的な学説として残っているものを追うだけでは分からることになる。かかる欠落を埋めるには、これらの監査が実際にどのようにとりおこなわれていたのかについて、行政資料にもとづいた総合的な歴史的研究が必要となる。ジモンは、社会の秩序維持を目的とするポリツァイという理念を描き出したが、ポリツァイ学で論じられた社会の様々な具体的な監査の内容の検討については、なおも不満が残るのである。それはむしろ、これかららの課題というべきであるのかもしれない。

5:ポリツァイ学研究への問題提起として

本稿を終えるにあたって、ジモンの研究が拓いた、ポリツァイ学研究の新しい問題設定の可能性を指摘しておきたい。ジモンはポリツァイをひとつの統治理念として描き出したことはすでに述べた。この統治理念は、実際の政治制度よりも、むしろ君主鑑のような君主論ないし統治思想の形で展開されていた。こうした理念を形成する任務を担ったのは、実際の統治や政治にかかわる官吏ではなく、神学者や哲学者のような知識人であった。先ほど言及したレッシッヒの『ポリツァ

イ教程』においても、農業や工業の生産性を向上するための知識の効率的な伝播や、教育施設の拡充による人間の道徳性の向上が課題として明確に打ち出されていた。このような傾向は、知識の伝播という18世紀の啓蒙運動の流れと合致している。したがって、ポリツァイ学を啓蒙思想の同時代的な布置関係のなかに位置づけることで、18世紀のポリツァイ学が担った意義の新たな側面も明らかになるのではなかろうか。ドイツにおいて実質的に市民社会が実現していたのかどうかという古くからの問いはともかく、隣国で起きたフランス革命の影響を受けつつ、啓蒙知識人たちは、少なくとも理念としての市民社会を様々な形で構想していた。啓蒙知識人たちが構想した市民社会の理念と、ポリツァイという統治理念とをつきあわせることで、ポリツァイ学が18世紀末に途絶えた原因や、ポリツァイという統治理念が現代社会に引き継がれるにあたって被った変容のプロセスを解明する手がかりが得られるのではないかだろうか。この二つの理念を付き合わせるための具体的方法や手順については、稿をあらためて論じることにしたい。